

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度要求額 350百万円（10百万円）】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



- (1) 特定外来生物の防除
- (2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※ (1) 及び (2) について
 - ①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
 - ②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
- (3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行なうべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等

国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）



【令和5年度要求額 797百万円（740百万円）】

ヒアリ等の侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討、優先度に応じた防除を実施します。

1. 事業目的

- ① 侵略的外来種の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成
- ③ 生物多様性条約締約国会議で決議された「愛知目標」及び後継目標を達成する。

2. 事業内容

○特定外来生物等の選定及び調査

- ・ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、効果的なモニタリング手法検討
- ・アメリカザリガニ・アカミミガメ等の対策の推進
- ・専門家による特定外来生物選定会合開催

○愛知目標及び後継目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討

- ・非意図的な導入対策に係る調査・検討
- ・広域定着種の防除に係る専門家派遣や全国戦略検討等

○侵入初期外来生物緊急防除事業

- ・最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
- ・全国65港湾におけるヒアリ調査の強化等

○特定外来生物防除直轄事業

- ・生物多様性保全上重要な地域における防除

4. 事業イメージ



我が国の生物多様性保全
愛知目標及び後継目標の達成
(侵略的外来種の新規定着の防止、
被害の防止、分布拡大の抑制・根絶、
生態系の回復 等)